

## (2) 令和3年集落役員報告について

区長などの集落役員の名簿を別紙により提出してください。

1. 提出先 (本庁舎) 企画課  
(溝口分庁舎) 分庁総合窓口課
2. 提出期限 令和3年1月8日(金) (メール・FAX可)
3. 提出様式  
別添「主な提出書類様式」の様式を利用  
(町のHPの様式ダウンロードにもファイルを掲載)

### 4. 備 考

- ① 4月に役員を交替される集落は、新しい役員が決まった時点で名簿を提出。
- ② 1月の区長便の新役員への配送対応  
1/8日便・・・6日までに報告があった集落  
1/25日便・・・21日までに報告があった集落

#### 【問い合わせ先】

企画課 町づくり推進室 担当：眞野  
電話：68-3113 FAX：68-3866  
Mail：machidukuri@houki-town.jp

## 役員にお願いする内容など

	お願いする仕事の内容、会議等の時期・回数など	手当
区 長	町と集落との調整役・集落への補助金等の申請、区長便の配布など。 区長協議会定例会への出席：年3回（1月・4月・11月） 区長協議会の事業として、先進地視察研修への参加、環境美化活動・避難訓練などを実施。	無し
副 区 長	区長の補佐をしていただく。	無し
納税組合長	<税務室> 納税組合員の住民税、固定資産税、国保税について、各期ごとに徴収し、納期限までに町へ納付していただく。 納税組合長会議への出席：年1回（4月末）	<税務室> 手当は無し。手数料あり。 納税組合に対し徴収率に応じて手数料を給付（5月、11月）
	<上下水道室> 内容：上下水道料金の集金、納付 対象：納税組合加入者で納付書払いの方 時期：5、7、9、11、1、3月末に集金、納付	<上下水道室> 手当は無し。手数料あり。 水道料金の収納額に対し手数料を給付（対象：納税組合加入者のうち、期限内に納入いただいた方）
水道代集金委員	<上下水道室> ※集落役員の中で、納税組合長でない方が水道の集金担当をされる場合 内容、対象、時期は納税組合長と同様	
保健委員1	・住民健診申込書の配布、回収、対象者への受診勧奨（2月、3月）、 ・住民健診受診票等の配布（6月）	<健康対策課> 手当は無し。 保健委員会交付金あり。
保健委員2	・健診会場での受付等の介助（7～9月、1回） ・健康づくり推進協議会への出席（11月） *年1回 全町で2名のみ	
自主防災組織の長	・集落の火災予防、初期消火等の指揮にあたる	無し
生涯学習推進員	・コミュニティづくり、地域活動を推進すること ・社会体育活動を推進すること ・人権同和教育活動を推進すること ・その他の社会教育活動を推進すること ・教育委員会、公民館事業の推進への協力 ・明るいまちづくり懇談会研修会への参加（年1回）	無し
体育委員	各種体育イベントの取りまとめ等。	無し
リサイクル推進員	一般廃棄物を減量化するための研修会（リサイクル工場見学など）、推進員会に年間3回（2月・6月・11月）参加していただく。	無し